

阿弥陀山

12月号

飲酒運転の撲滅

年末年始は忘年会や新年会などで飲酒する機会が増えると思います。

飲酒運転は絶対ダメ！

飲酒運転は犯罪です。

県内の飲酒運転による交通事故の発生件数は、今年9月末で45件と昨年同時期と比べ12件減少していますが、死者数は増加しており、飲酒運転による悲惨な交通事故が多発しています。

悪質な犯罪である飲酒運転

の根絶に向けて

○ 酒を飲んだら絶対に

車を運転しない

○ 飲酒する場所に車

を運転してはいかない

○ 車を運転する人に酒

を飲ませない

○ 飲酒する予定の人や

飲んだ人に車を貸さ

ない、同乗しない

ことを守り、笑顔で新しい年を迎えましょう。



運転手以外に対する罰則・行政処分

車両を提供した場合	酒類を提供した場合	車両に同乗した場合
5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

古物営業法が一部改正されました！

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

～上向きライトの活用で事故を防ぎましょう～

★ 期間

12月1日～12月10日（10日間）

★ 運動重点

○ 高齢者の交通事故防止

○ 飲酒運転の根絶

○ 自転車の安全利用の推進

【高齢者の方へ】

・ 早めにライトを点灯し、対向車や先行車がない場合は上向きライトを活用しましょう。

・ 運転に不安がある高齢者の方は免許証の返納を検討してください。

・ 夕暮れ時や夜間・早朝にお出かけの際は反射材やLEDライト等を携行しましょう。

運動スローガン

危ないよスマホじゃなくて 周り見て

古物商許可証をお持ちの皆様へ

平成30年4月に古物営業法が改正され、既に許可を得ている方も、主たる営業所等の届出が必要となります。

現在、古物営業法の改正を周知するため、古物商許可者や営業所への立入調査を実施しています。

詳しい改正内容等の問合せは、

広島県警察本部 生活安全部 生活安全総務課

電話 (082) 228-0110

佐伯警察署生活安全課

電話 (082) 922-0110

までお願いします。



お知らせ



山岳遭難発生！

湯来町の東郷山で遭難が発生しました。

幸い、無事保護されましたが、一歩間違えば最悪の事態の可能性もありました。

登山やキノコ狩り等山に入ることもありますが、登山道からはずれると遭難する可能性が高いことから、無理をせずひき返す勇気を持ちましょう。

引き返すのも勇気です！

WARNING 駅前にイノシシ出没！ WARNING

11月上旬にJR五日市駅付近で、イノシシが散歩中の男性を襲い、男性が転倒して負傷する事案が発生しています。

市街地でイノシシに遭遇したら

○ イノシシを刺激しないように、慌てないでそとその場を離れましょう。

○ 警察や区へ通報してください。

○ 絶対に威嚇や攻撃をしてはいけません。また、エサを与えてもいけません。

注意

ほとんどの野生動物（鳥類を含む）は、鳥獣保護法により捕獲が禁止されています。

猟期中に狩猟許可を得て捕獲する場合を除き、野生動物を捕獲する場合は個別に許可を得る必要があります。



広島県警察
Hiroshima Prefectural Police

なくそう犯罪
ひびくアクションプラン

広島市防災情報メールの登録はこちらから→entry@bousai.city.hiroshima.jp

佐伯警察署 広島市佐伯区倉重1丁目26番1 電話(082)922-0110